

福岡県青少年健全育成条例施行規則

制定 平成8年3月25日 福岡県規則第14号

改正 平成30年3月30日 福岡県規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(興行者等の指定等)

第2条 条例第15条第2号に規定する規則で定める営業は、次に掲げるものとする。

(1) スロットマシン、テレビゲーム機その他硬貨又はメダルを投入することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第5号に規定するものを除く。）

(2) 設備を設けて、客に玉突きを行わせるもの

(3) 個室を設け、当該個室において、客にカラオケ装置（伴奏音楽等に合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。）による伴奏音楽等に合わせて歌唱させるもの

(4) 設備を設けて、客に主に図書類を閲覧させ、若しくは視聴させるもの

(5) 条例第14条の2第1項に規定する者が端末装置を客に利用させるもの

2 条例第15条第3号に規定する規則で定める営業は、顧客との契約に基づきインターネット又はパソコン通信ネットワークとの接続サービスを提供する営業（その業務の全般について特別な法律の規定に基づく国の監督に服する日本電信電話株式会社その他の特殊会社が行うものを除く。）をいうものとする。

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない正当な理由等)

第2条の2 条例第15条の2第1項に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げるものとする。

(1) 青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。

(2) 青少年が心身に障がい¹を有し、又は疾病にかかっており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。

(3) 青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることにより当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。

(4) 青少年が心身に障がい¹を有し、又は疾病にかかっており、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。

(5) 保護者が、その保護する青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握すること等により、当該青少年がインターネット上の青少年有害情報を閲覧することがないようにすること。

2 条例第15条の2第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 申出年月日

(2) 保護者の氏名、住所及び電話番号

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項)

第2条の3 条例第15条の2第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪に巻き込まれる事件が発生していること。

(2) 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をする場合には、条例第15条の2第1項に規定する正当な理由が必要であること。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の公表)

第2条の4 条例第15条の2第8項の規定による公表は、福岡県公報への登載及びインターネットの利用により行うものとする。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の意見陳述の機会の付与)

第2条の5 条例第15条の2第9項の規定による意見陳述（以下単に「意見陳述」という。）は、知事が口頭であることを認めたとときを除き、意見を記載した書面を提出して行うものとする。

- 2 知事は、意見陳述の機会を与えるときは、前項に規定する意見を記載した書面（以下「意見書」という。）の提出期限（口頭による意見陳述の機会を与えるときは、その日時）までに相当な期間において、条例第15条の2第9項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。
 - (1) 公表しようとする内容
 - (2) 公表の根拠となる条例等の条項
 - (3) 公表の原因となる事実
 - (4) 意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会を与えるときは、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）
- 3 前項の規定による通知を受けた者（以下「当事者」という。）又はその代理人は、やむを得ない事情があるときは、知事に対し、意見書の提出期限又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。
- 4 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限又は出頭すべき日時若しくは場所の変更をすることができる。
- 5 知事は、当事者に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者又はその代理人の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。
- 6 代理人は、その代理権を証する書面を、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに知事に提出しなければならない。
- 7 知事は、当事者又はその代理人が正当な理由なく意見書をその提出期限内に提出しないとき、又は出頭すべき日時に出頭しないときは、改めて意見陳述の機会を与えることなく、条例第15条の2第8項の規定による公表をすることができる。

(有害図書類とする写真又は図画の内容)

第3条 条例第16条第2項第1号及び第3号、第18条第2項第1号並びに第23条第4項に規定する規則で定める写真又は図画並びに条例第16条第2項第2号に規定する規則で定める場面の内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの
 - イ 大腿部を開いた姿態
 - ロ 陰部（ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。以下同じ。）、臀部又は女性の胸部を誇示した姿態（ただし、対象が青少年である場合にあっては、陰部、臀部又は女性の胸部が写っている姿態）
 - ハ 陰毛があらわになった姿態
 - ニ 排せつの姿態
 - ホ 緊縛された姿態
 - ヘ 自慰の姿態
- (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
 - イ 男女間の性交
 - ロ 同性間の性行為
 - ハ 陰部、臀部又は女性の胸部を手、足、口又は第8条第1項第1号若しくは第2号に規定する物品その他の物で触れる性行為（挿入する行為を含む。）
 - ニ イ又は口に掲げる行為を連想させる性行為
 - ホ イ又は口に掲げる行為を強要して行おうとしている性行為
 - ヘ 嗜虐的又は被虐的な性行為
 - ト 猥褻その他の変態的な性行為

(有害指定要請書)

第4条 条例第16条第3項(第17条第5項、第18条第7項及び第19条第4項において準用する場合を含む。)の規定による知事に対する図書類、興行、広告物及びがん具類の指定要請は、有害指定要請書(様式第1号)により行うものとする。

(有害図書類の陳列の方法)

第5条 条例第16条の2第1項に規定する規則で定める方法は、有害図書類を青少年に販売し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聞かせ、若しくは見せることができない旨を、容易に判読できる大きさの文字で有害図書類の陳列場所の近傍に表示し、かつ、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にした有害図書類を、次の各号のいずれかにより陳列する方法とする。

- (1) 有害図書類以外の図書類を陳列する棚から60センチメートル以上離れた棚に、有害図書類をまとめて陳列すること。ただし、有害図書類以外の図書類を陳列する棚の背面に設置する場合を除く。
- (2) 有害図書類を陳列する棚板の前面から10センチメートル以上張り出す仕切り板(透視できない材質のものとする。)を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に、有害図書類をまとめて陳列すること。
- (3) 床面から150センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにしたうえで、有害図書類をまとめて陳列すること。

(法令等により青少年の入場が禁止されている場所に準じる場所)

第6条 条例第16条の2第4項に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第4号に規定する居室であって側壁を設けた構造であること。
- (2) 出入口が施錠される構造であって、入場の際して次のイ又はロに掲げるものにより本人が青少年でないことが確認できる設備を設けていること。
 - イ 運転免許証(道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条に規定するものをいう。)、旅券(旅券法(昭和26年法律第267号)第5条に規定するものをいう。)その他行政機関が発行する証明書であって本人の年齢が確認できるもの
 - ロ イにより確認のうえ発行された会員証等であって、氏名及び年齢若しくは生年月日を記載し、又は磁気等により記録したもの
- (3) 当該営業を営む者又はその者から管理の委託を受けた者が、直接又はモニターをとおして屋内の状況を監視していること。

(興行者の掲示)

第7条 条例第17条第4項の規定による掲示は、様式第2号によらなければならない。

(有害がん具類の形状等)

第8条 条例第19条第2項第1号に規定する規則で定める形状、構造又は機能は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有するもの
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入することができる構造を有するもの(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)別表第1に規定する衛生用品を除く。)
- (3) 全裸又は半裸の人形(気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。)

2 条例第19条第2項第3号に規定する規則で定める構造又は機能は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 弾丸を水平射角で発射した場合において、発射時に0.05キログラムメートル毎平方センチメートル(おおむね発射地点から3メートルの距離にある四隅を支えた状態の新聞紙5枚を貫通する力)以上のエネルギー値で弾丸を発射することができるもの
- (2) 発射物として矢を、その矢を飛ばす力として弓を用い、弾道を安定させるために、弓の固定、弦の保持及び矢の安定保持を機械化した、照準器と引金を有するもの

(有害指定取消要請書)

第9条 条例第20条第2項の規定による知事に対する有害指定の取消要請は、有害指定取消要請書（様式第3号）により行うものとする。

（自動販売機等の届出）

第10条 条例第21条第1項の規定による届出は、自動販売機等届出書（様式第4号）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）住民票の写し（法人にあっては、法人登記簿抄本とする。）。ただし、当該届出をしようとする者が県内に住所を有する個人であるときは、この限りでない。

（2）自動販売機等の配置図及び設置場所から200メートル以内の区域の見取図

（3）自動販売機等の設置場所の提供者が、自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類

3 条例第21条第2項の規定による届出は、自動販売機等変更（廃止）届出書（様式第5号）を知事に提出して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる事項の変更にあっては、それぞれ当該各号に規定する書類を添付しなければならない。

（1）氏名又は名称、住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所 前項第1号に規定する書類

（2）自動販売機等の設置場所の提供者 前項第3号に規定する書類

（届出済証の表示）

第11条 条例第21条第3項の規定による表示は、届出済証（様式第6号）により行うものとする。

（自動販売機等への図書類等の収納禁止区域）

第12条 条例第22条第4号に規定する規則で定める施設は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校（高等課程を有するものに限る。）とする。

（青少年に販売又は貸付けができないように管理されている自動販売機等）

第13条 条例第23条第3項に規定する、青少年に販売又は貸付け（以下「販売等」という。）ができないように管理されている自動販売機等の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

（1）販売等に際して、第6条第2号イ又はロに規定するもの（写真が添付されているものに限る。以下「免許証等」という。）の提示を要し、かつ、これらにより、青少年でないことが確認できる者以外の者が購入し、又は借りることができないような設備を設けていること。

（2）当該自動販売機又は自動販売機の付近に設けたモニターで客の顔を免許証等に添付されている写真と比較することにより、当該免許証等の所持者と同一の者であることを、営業時間を通じて人が確認していること。

（3）前号に規定するモニターにより、販売等の状況を撮影し、その日から7日以上これを保存していること。

（風俗関連類似営業に係る青少年の健全育成を阻害するおそれのある内容）

第14条 条例第28条第1項本文に規定する規則で定める風俗関連類似営業に係る青少年の健全育成を阻害するおそれのある内容は、次に掲げるものとする。

（1）第3条各号に規定する内容を描写し、又は容易に連想させる表現

（2）第8条第1項各号に規定する内容を描写し、又は容易に連想させる表現

（3）条例第2条第11号に規定する業務を行うために人が出張し、又は訪問することを表わすもの

（風俗関連類似営業の広告物の表示制限等）

第15条 条例第28条第1項ただし書に規定する規則で定める広告物は、表示面積の合計が5平方メートル以内の広告物とする。

2 条例第28条第2項に規定する規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

（1）公衆電話及びその付属設備の設置場所

（2）都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条に規定する公園及び市町村が管理している公園

- (3) 公衆便所
- (4) 停留所及び停留場（道路交通法第44条第5号に規定するものをいう。）

（有害薬品類の指定）

第16条 条例第29条に規定する規則で定める薬品類は、次のとおりとする。

- (1) 有機溶剤（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6の2第1号から第47号までに掲げる物（同表第18号、第37号及び第42号に掲げるものを除く。）及びこれらの物のみから成る混合物をいう。次号において同じ。）
- (2) 有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物であって、当該有機溶剤を当該混合物の重量の5パーセントを超えて含有するものをいう。）
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項の規定により指定された指定薬物

（質屋等の掲示）

第17条 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第1項に規定する質屋営業を営む者が、条例第30条第1項の規定により青少年から物品を質にとらない旨を掲示するときは、様式第7号により、営業の場所において客に見やすいように掲示するものとする。

- 2 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商が、条例第30条第2項の規定により青少年から古物を買ひ受け、古物の販売の委託を受け、又は青少年と古物を交換しない旨を掲示するときは、様式第8号により、営業の場所において客に見やすいように掲示するものとする。

（青少年の深夜の入場を制限する掲示）

第18条 条例第35条第2項の規定による掲示は、様式第9号により行わなければならない。

（立入調査員及び証明書）

第19条 条例第36条第1項の規定により立入調査をする者は、次に掲げる者のうちから知事が指定した者とする。

- (1) 知事の事務部局において青少年関係事務を担当する職員
- (2) 警察職員
- (3) 県教育委員会の事務局において青少年関係事務を担当する職員

- 2 条例第36条第1項の規定により知事が指定する者の身分を示す証明書は、様式第10号によるものとする。

- 3 知事が指定した者が第1項の規定による指定を取り消されたときは、速やかに証明書を返納しなければならない。

- 4 第2項に規定する証明書の有効期間は、発行日から3年間とする。

（立入調査を実施する営業の場所）

第20条 条例第36条第1項に規定する規則で定める営業は、次に掲げるものとする。

- (1) 第2条第1項各号に定めるもの
- (2) 図書類等の販売等を行う営業
- (3) 質屋営業
- (4) 古物商
- (5) 有害薬品類の販売をする営業
- (6) 携帯電話インターネット接続役務の提供又はその契約の媒介等を行う営業

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の福岡県青少年健全育成条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づき作成された様式の用紙で、現に残存するものは、必要な改定を加えたうえで、なお当分の間、使用することができる。

- 3 この規則の施行の際、旧規則による調査員の身分を示す証明書で、現に交付されているものは、なお当分の間、この規則の相当規定による証明書とみなす。

附 則（平成9年福岡県規則第71号）

（施行期日）

1 この規則は、平成9年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の福岡県青少年健全育成条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定による様式用の紙は、当分の間、必要な修正を加えたうえで使用することができる。

3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則による調査員の身分を示す証明書は、その発行日から3年を経過する間は、改正後の規則の相当規定による証明書とみなす。

附 則（平成12年福岡県規則第94号）

（施行期日）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第19条第3号及び第23条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年福岡県規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の福岡県青少年健全育成条例施行規則第23条第2項の規定による証明書は、その発行日から3年を経過するまでの間は、改正後の福岡県青少年健全育成条例施行規則第18条第2項の規定による証明書とみなす。

附 則（平成18年福岡県規則第43号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20年福岡県規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年福岡県規則第12号）

この規則中、第2条第1項第4号の改正規定は平成21年7月1日から、第10条第2項第1号の改正規定は平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年福岡県規則第44号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成27年福岡県規則第11号）

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年福岡県規則第9号）

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（平成30年福岡県規則第 号）

この規則は、平成30年3月30日から施行する。